【教師用・保護者用】

「あいづっこ」いじめ対応マニュアル ～「あいづっこ」はいじめを絶対に許さない！！～

会津若松市教育委員会

「いじめ」とは？

①自分より弱い者に対して**一方的**に、
②身体的・心理的な攻撃を**継続的**に加え
③相手が**深刻な苦痛**を感じているもの。

基本的な認識

- いじめは「**どの子にも起こり得る**」との認識のもと、**早期発見**、**即時対応**に努める。
- いじめは、「**人間として絶対に許されない**」という認識を一人一人の児童生徒に徹底する。
- 指導者側に、**いじめを助長するような言動は絶対にあってはならない**。

学校での認識

○　深刻でなくとも、継続的でなくとも、「**いじめられている**」**との訴え**があったら、**真剣**に受け止め、解決のために**全力**を尽くす。

◇いじめか否かの判断 ➡ 表面的・形式的ではなく、**いじめられている児童生徒の立場で！**◇

防止と早期発見

いじめ防止（◎）早期発見（◎）どうする？

○　アンケート等によるいじめ調査の実施～　定期的な実施による実態の正確な把握
○　悩み相談の充実～　定期相談・チャンス相談の実施による情報収集
◎　規範意識の高揚～　道徳教育の充実と「あいづっこ宣言」の実行
◎　児童生徒同士、児童生徒と教師のよりよい人間関係の醸成
◎　授業の充実～「分かる・できる授業」の実践
◎　学級内（校内）での居場所づくり～　児童生徒一人ひとりが存在感が持てる学級づくり

へんだぞ？！

【学校では】

□学校を休むようになった
□顔色がすぐれない
□浮ばれない
□服装が破れたり、汚れたりしている
□ボタンがとれている
□傷、ぬがされたり、ぶらさがっている
□度々物がなくなる
□持ち物が隠される
□落書きをされる
□人一倍遅くまで教室に入ってくる
□一人ぽつんとしていることが多い

保護者からの訴えには謙虚に耳を傾け、誠意のある対応が大切！

【家庭では】

□服が切られたりする
□持ち物がなくなる
□傷つけられる
□落書きをされる
□体に傷やアザが時々見られる
□お金の使い方が荒くなる
□ぼんやりしていることが多い
□家族に話しかけられるのを嫌がる
□不機嫌になったり、あたり散らしたりする

おかしいと感じたら、すぐに連絡を！

いじめ発見

地域等からの情報

即時対応

学校では…。

〔校長のリーダーシップのもと、「**いじめ根絶チーム**」を中心に対応！〕

迅速な事実の確認

・いじめられている児童生徒
・いじめている児童生徒
→ 個別指導

保護者への説明と協力依頼（話し合いの場の設定）

全体指導（全校・学年・学級）

緊急避難的処置（グループや座席替えなど）

◇「いじめは絶対に許されない行為」との**毅然とした態度**で対応！

教育委員会では…。

□　「スクールカウンセラー」等との連携強化
□　電話・来所相談への対応並びに指導助言
□　適応指導教室「ひまわり」通級への指導助言
□　「転校」の申し出 ➡ ○就学すべき学校の指定の変更　○区域外通学についての検討と決定
□　学期１回の実態把握と指導助言

継続指導

いじめられた児童生徒には…。

□　常に味方であり、必ず守ることを伝える。
□　観察を継続し、ちょっとした変化も見逃さない。
□　何かあったらすぐ相談することを約束する。

いじめている児童生徒・傍観者には…。

〔原因の明確化と繰り返し指導〕

□　いじめは「人間として絶対に許されない行為」であること。
□　「見て見ぬふりをすることはいじめと同じ」であること。
□　傍観者や観衆にならないこと。そのために、やめさせたり知らせたりすること。

家庭・地域には

□　個人情報には十分留意しながら、ＰＴＡや学校評議員等への説明
□　関係諸機関との連携
・　警察署
・　法務局
・　児童相談所
・　民生児童委員など

情報の共有化

□　双方の保護者への説明
□　いじめられた児童生徒の保護者へ
→ 家庭での様子の継続観察と変化が見られた場合の連絡依頼
□　いじめた児童生徒の保護者へ
→ 家庭での「思いやり」の大切さの指導依頼